

## 印刷物仕様書 2 (ポスター・チラシ・リーフレット・地図類)

担当部署	県土整備部 建築開発課	担当者	小谷 直	TEL	059-224-2708	
印刷物の名称	人権啓発ポスター「お答えしません！！」			数量	3,000 部	
種別	<input checked="" type="checkbox"/> ポスター					
仕上がりサイズ	A 4 判 横型					
展開サイズ						
デザイン依頼	項目	数量	項目	数量	特記事項	
レイアウト調整	項目	数量	項目	数量	特記事項	
版下作成	<input checked="" type="checkbox"/> 完全原稿(受注者による調整を必要としない場合)					
原稿内訳	原稿種類	デジタル原稿		アナログ原稿		
		種類・ファイル形式・規格等	数量	種類・規格等	数量	
	文字原稿					
	罫表原稿					
	表組原稿					
	図版原稿					
	写真原稿					
	完全原稿	A4版データ EPSデータ・PDFデータ有り	1 点	A4版のポスター	1 点	
	特記事項					

刷版	CTP版又はPS版(どちらでも可)																
印刷	オフセット																
ページ数・校正・印刷色・用紙	紙面の構成		印刷色		文字校正		色校正			用紙							
			色数	印刷色	回数	部数/回	種類	回数	部数/回	品種・銘柄	規格・連量又は坪量						
	両面	表	色		回	部		回	部		判	kg	g/m <sup>2</sup>				
		裏	色		回	部		回	部								
	片面	1	4色	フルカラー	回	部	カラープリンター	1	回	1	部	コート紙 菊版	A4	判	86.5	kg	g/m <sup>2</sup>
			色		回	部		回	部		判	kg	g/m <sup>2</sup>				
			色		回	部		回	部		判	kg	g/m <sup>2</sup>				
	原稿入稿予定日		令和 3年 2月19日														
	特記事項	色あせ防止加工 (耐光インク、片面PP加工)															
	製本・加工	加工															
特記事項																	
納品	納品日	令和 3年 3月 25日 (木) 16時 まで															
	納品場所	県庁 4階 県土整備部建築開発課					<input checked="" type="checkbox"/> 一括納入			送料: <input checked="" type="checkbox"/> 含む							
	電子媒体制作	<input checked="" type="checkbox"/> 不要					納入媒体										
	包装・梱包	<input checked="" type="checkbox"/> 要		500部単位		<input checked="" type="checkbox"/> 包装(クラフト紙)											
	特記事項																
著作権等	本契約に基づく成果物の著作権は、三重県へ成果物の引渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。																
暴力団等の排除	<p>1 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。</p> <p>ア 断固として不当介入を拒否すること。</p> <p>イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。</p> <p>ウ 委託者に報告すること。</p> <p>エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。</p> <p>2 受託者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。</p>																

- ・納入場所への搬入費等納入に係る一切の経費を入札(見積)価格に含むものとする。
- ・校正日程等については、担当課と連絡調整のうえ円滑に進めること。
- ・その他詳細については、担当課と十分協議をすること。

本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和2年度環境物品等の調達方針 ③役務印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和2年2月) 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。

参考:「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」

三重県ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

グリーン購入法. net <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

# 令和2年度 環境物品等の調達方針

令和2年4月

みえ・グリーン購入基本方針に基づき、令和2年度における環境物品等の調達方針を次のとおり定める。

なお、この調達方針において、「判断基準」及び「配慮事項」は次のとおりとする。

## <判断基準>

環境物品等を調達するための基準。

基本的な考え方は次のとおりとし、品目毎の判断基準は個別に定める。

- ① 長期間の使用が可能なもの
- ② 再生素材や再使用部品を使用しているもの
- ③ リサイクルや分別廃棄が容易なもの
- ④ 廃棄時に環境負荷がより少ないもの
- ⑤ 省資源・省エネルギー設計等環境保全に寄与することが大きなもの

## <配慮事項>

判断基準ではないが、環境負荷の低減に資するため、特に配慮することが望ましい事項。

基本的な考え方は次のとおりとし、品目毎の配慮事項は個別に定める。

- ① 製造過程で環境保全対策が適切であるもの
- ② 廃棄された場合にその処理・処分が困難でないもの
- ③ 品質及び安全性については関連法規、基準、規則などに合致しているもの
- ④ 価格は同類商品にくらべてあまり高くないもの
- ⑤ ライフサイクル全体を通して環境負荷低減に貢献するもの

備考：品目毎に個別に定める判断基準及び配慮事項において「国基準等を準用」と記載している場合は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和2年2月）」に定める判断の基準及び配慮事項（以下「国基準等」という。）のうち同名の品目に係る国基準等を準用するものとする。ただし、括弧書きがある場合は、当該括弧書きの内容に従うものとする。

なお、国基準等の内容は、以下のアドレスを参照するものとする。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

## 1 物品

### (1) 基本調達品目及びその判断基準等

表-1のとおりとする。ただし、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ判断基準等を適用する。

なお、品目毎に考慮すべき判断基準の基本的な考え方を、下表の表記に従い表-1の基本要件欄に示す。

表記	判断基準の基本的な考え方
長	① 長期間の使用が可能なもの
再	② 再生素材や再使用部品を使用しているもの
リ	③ リサイクルや分別廃棄が容易なもの
廃	④ 廃棄時に環境負荷がより少ないもの
省	⑤ 省資源・省エネルギー設計等環境保全に寄与することが大きなもの

### (2) 調達目標

調達目標は表-1に示すとおりとする。

表-1 (※)印は県独自品目

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
1 紙類	コピー用紙	再省	国基準等を準用	各品目の当該年度の調達総重量(kg)に占める基準を満たす物品の重量(kg)の割合とする	100%
	フォーム用紙				
	インクジェットカラープリンター用塗工紙				
	塗工されていない印刷用紙				
	塗工されている印刷用紙	再り省			
	トイレットペーパー	再			
	ティッシュペーパー	再			
	更紙(※)	再省			
2 文具類	シャープペンシル	再	国基準等を準用	各品目の当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする	100%
	シャープペンシル替芯				
	ボールペン				
	マーカーペン				
	鉛筆				
	スタンプ台				
	朱肉				
	印章セット				
	印箱				
	公印				
	ゴム印				
	回転ゴム印				
	定規				
	トレー				
	消しゴム				
	ステープラー(汎用型)				
	ステープラー(汎用型以外)				
	ステープラー針リムーバー				
	連射式クリップ(本体)				
	事務用修正具(テープ)				
	事務用修正具(液状)				
	クラフトテープ				
	粘着テープ(布粘着)				
	両面粘着紙テープ				
	製本テープ				
	ブックスタンド				
	ペンスタンド				
	クリップケース				
	はさみ				
	マグネット(玉)				
	マグネット(バー)				
	テープカッター				
	パンチ(手動)				
	モルトケース(紙めくり用)				
	スポンジケース				
	紙めくりクリーム				
	鉛筆削(手動)				
	OA クリーナー(ウェットタイプ)				
	OA クリーナー(液タイプ)				

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
2 文具類	ダストブロー	廃	国基準等を準用	各品目の当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする	100%
	レターケース	再			
	メディアケース	再又は廃			
	マウスパッド	再			
	OAフィルター(枠あり)	再又は廃			
	丸刃式紙裁断機	再			
	カッターナイフ				
	カッティングマット				
	デスクマット				
	OHPフィルム	再又は廃			
	絵筆	再			
	絵の具				
	墨汁				
	のり(液状)(補充用を含む。)				
	のり(殿粉のり)(補充用を含む。)				
	のり(固形)(補充用を含む。)				
	のり(テープ)				
	ファイル				
	バインダー	再			
	ファイリング用品				
	アルバム(台紙を含む。)				
	つづりひも				
	カードケース	再又は廃			
	事務用封筒(紙製)				
	窓付き封筒(紙製)	再又は廃			
	けい紙	再省			
	起案用紙				
	ノート	再			
	パンチラベル				
	タックラベル				
	インデックス				
	付箋紙				
	付箋フィルム				
	黒板拭き				
	ホワイトボード用イレーザ				
	額縁				
	ごみ箱				
	リサイクルボックス				
	缶・ボトルつぶし機(手動)				
	名札(机上用)				
名札(衣服取付型・首下げ型)					
鍵かけ					
チョーク					
グラウンド用白線					

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
2 文具類	梱包用バンド	再	国基準等(文具類共通)を準用 [包装に適用]国基準等(文具類共通)を準用	各品目の当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする	100%
	紙袋(※)				
	紙筒(※)				
	連射式クリップ用替クリップ(※)				
3 オフィス家具等	いす	再り又は廃又は省	国基準等を準用	各品目の当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする	100%
	机				
	棚				
	収納用什器(棚以外)				
	ローパーティション				
	コートハンガー				
	傘立て				
	掲示板				
黒板					
ホワイトボード					
4 画像機器等	コピー機	省り又は廃	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	複合機				
	拡張性のあるデジタルコピー機	省			
	プリンタ				
	プリンタ複合機				
	ファクシミリ				
	スキャナ	廃省			
	プロジェクタ				
トナーカートリッジ	再り廃省				
インクカートリッジ					
5 電子計算機等	電子計算機	廃省	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	磁気ディスク装置	省			
	ディスプレイ	廃省			
	記録用メディア	再り又は廃			
6 オフィス機器等	シュレッダー	省	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	デジタル印刷機	省			
	掛時計	長再	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする	100%
	電子式卓上計算機	再省			

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
	一次電池又は小形充電式電池	省		当該年度の電池(単1形から単4形)の調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする	100%
7 移動電話等	携帯電話	長り廃	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達(リース・レンタル契約を含む)の総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	PHS				
	スマートフォン				
8 家電製品	電気冷蔵庫	廃省	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	電気冷凍庫				
	電気冷凍冷蔵庫				
	テレビジョン受信機	省			
	電気便座	廃省			
9 エアコンディショナー等	エアコンディショナー	廃省	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達(リース・レンタルを含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	ガスヒートポンプ式冷暖房機				
	ストーブ				
10 温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	廃省	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達(リース・レンタルを含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	ガス温水機器	省			
	石油温水機器				
	ガス調理機器				
11 照明	LED照明器具	長廃省	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	LEDを光源とした内照式表示灯	長廃			
	蛍光灯(直管型:大きさの区分40形蛍光灯)	省又は長廃省		当該年度の各品目の購入総量(本数又は個数)に占める基準を満たす物品の数量(本数又は個数)の割合とする	
	電球形状のランプ	長又は長廃省			

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
12 自動車等	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	省	国基準等を準用	当該年度の自動車の調達（年間リース契約を含む）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする	100%
	乗用車用タイヤ		国基準等を準用	当該年度の乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする	100%
	2サイクルエンジン油	廃	国基準等を準用	当該年度の2サイクルエンジン油の調達総量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量（リットル）の割合とする	
13 消火器	消火器	再	国基準等を準用	当該年度の消火器の調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする	100%
14 制服・作業服等	制服	再り	国基準等を準用	当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した各品目の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする	100%
	作業服				
	靴				
	帽子				
15 インテリア・寝装・寝具	カーテン	再	国基準等を準用	当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテン又は布製ブラインド、及び金属製ブラインドの調達総量（枚数又は点数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数又は点数）の割合とする	100%
	布製ブラインド				
	金属製ブラインド	省			
	タフテッドカーペット	再		各品目の当該年度の調達総量（㎡）に占める基準を満たす物品の数量（㎡）の割合とする	
	タイルカーペット				
	織じゅうたん				
	ニードルパンチカーペット	再又は廃			
毛布	再	国基準等を準用	当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達（リース・レンタル契約を含む）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする	100%	

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
	ふとん	再省		当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする	
	ベッドフレーム			当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする	
	マットレス				
16 作業手袋	作業手袋	再	国基準等を準用	当該年度における作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする	100%
17 その他繊維製品	集会用テント	再	国基準等を準用	当該年度におけるポリエステル繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合とする	100%
	ブルーシート				
	防球ネット	再り廃		当該年度におけるポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする	
	旗			当該年度におけるポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用している旗、のぼり及び幕の調達総量（点数）に占める物品の数量（点数）の割合とする	
	のぼり				
幕	当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む）総量（点数）に占める基準を満たす数量（点数）の割合とする				
モップ					
18 設備	太陽光発電システム	省	国基準等を準用	①太陽光発電システムにあつては、当該年度における調達による総設備容量（kW）とする ②太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による総集熱面積	—

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
	太陽熱利用システム			(㎡)とする ③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあっては、当該年度における調達による総設備容量(kW)及び総集熱面積(㎡)とする	
	燃料電池			当該年度における調達による総設備容量(kW)とする	—
	エネルギー管理システム			当該年度における総調達件数とする	—
	生ゴミ処理機			当該年度における調達(リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む)総量(台数)とする	—
	節水機器			当該年度における総調達量(個)に占める基準を満たす物品の数量(個)の割合とする	100%
	日射調整フィルム			当該年度における調達による基準を満たす物品の総面積(㎡)とする	—
19 災害 備蓄用品	ペットボトル飲料水	長	国基準等を準用	当該年度のペットボトル飲料水の総調達量(本数)に占める基準を満たす物品の数量(本数)の割合とする	
	アルファ化米	長	国基準を準用	当該年度の各品目の総調達量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする	100%
	保存パン				
	乾パン				
	レトルト食品等				
	栄養調整食品	再	国基準を準用	集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する基本方針に示す特定調達品目との合計で行う	
	フリーズドライ食品				
	毛布				
	作業手袋				
	テント	長省			
	ブルーシート				
	一次電池	長	国基準等を準用	当該年度の各品目の総調達量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする	100%
	非常用携帯燃料				
非常用携帯電源					

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
	携帯発電機	長省			
20 清掃 資材	洗浄剤(庁舎清掃用)(※)	省	【判断基準】 揮発性有機化合物の含有量が、厚生労働省の定める室内濃度指針値以下であること 【配慮事項】 イ. 可能な限り特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる指定化学物質を含まないこと ロ. 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること	各品目の当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする	100%
	床維持剤(ワックス)(※)				
21 ごみ袋 等	プラスチック製ごみ袋	再	国基準等を準用	プラスチック製ごみ袋の調達総量のうち、基準を満たす物品の数量の割合とする	100%



2 公共工事

(1) 基本調達品目及び判断基準等

契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表-2に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務づけられていること。

(2) 調達目標

目標の立て方が定められた品目のうち調達を実施する品目については、調達目標は、表-2に示すとおりとする。

表-2 (※)印は県独自品目

分類	品目		品目毎の判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
	(品目分類)	(品目名)			
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	国基準等を準用		
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	国基準等を準用	再生加熱アスファルト混合物の使用を指定した当該年度の工事における再生加熱アスファルト混合物の総使用量(kg)に占める実際の再生加熱アスファルト混合物の使用量(kg)の割合とする	100%
		再生骨材等	国基準等を準用	再生骨材等の使用を指定した当該年度の工事(下層路面工、基礎工、裏込工等)における再生骨材等(RC-40)総使用量(kg)に占める実際の再生骨材等の使用量(kg)の割合とする	100%
		中温化アスファルト混合物			
	小径丸太材	間伐材	国基準等を準用 (「間伐材」を「県産間伐材」に読替え)	県産間伐材の使用を指定した当該年度の工事における「間伐材」を「県産間伐材」に読替え(設計量)(m3)に占める実際の県産間伐材の使用量(m3)の割合とする	100%
	混合セメント	高炉セメント	国基準等を準用	高炉セメントを使用した生コンクリート(以下、「高炉生コン」という。)の使用を指定した当該年度の工事における高炉セメントの総指定量(設計量)(kg)に占める実際の高炉生コンの使用量(kg)の割合とする	100%
		フライアッシュセメント			
	セメント	エコセメント	国基準等を準用		
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	国基準等を準用		

分類	品目		品目毎の判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
	(品目分類)	(品目名)			
資材	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	国基準等を準用		
	塗料	下塗用塗料(重防食)	国基準等を準用		
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料			
		高日射反射率塗料			
	防水	高日射反射率防水	国基準等を準用		
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	国基準等を準用		
		再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)			
	園芸資材	バークたい肥	国基準等を準用		
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)			
	道路照明	環境配慮型道路照明	国基準等を準用		
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	国基準等を準用		
	タイル	セラミックタイル	国基準等を準用		
	建具	断熱サッシ・ドア	国基準等を準用		
	製材等	製材	国基準等を準用 (「間伐材」を「県産間伐材」に読替え)		
		集成材			
	合板				
	単板積層材				
	フローリング	フローリング			
	再生木質ボード	パーティクルボード	国基準等を準用		
		繊維板			
	木質系セメント板				
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	国基準等を準用			
ビニル系床材	ビニル系床材	国基準等を準用			
断熱材	断熱材	国基準等を準用			
照明機器	照明制御システム	国基準等を準用			
変圧器	変圧器	国基準等を準用			
空調用機器	吸収冷温水機	国基準等を準用			
	氷蓄熱式空調機器				
	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	国基準等を準用			
	送風機				
	ポンプ				
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	国基準等を準用			

分類	品目		品目毎の判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
	(品目分類)	(品目名)			
資材	衛生器具	自動水栓	国基準等を準用		
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器			
		洋風便器			
	再生材料を使用した型枠	国基準等を準用			
コンクリート用型枠	県産間伐材塗装合板型枠(※)	国基準等(合板型枠)を準用(「間伐材」を「県産間伐材」に読替え)	県産間伐材塗装合板(以下、「合板型枠」という。)の使用を指定した当該年度の工事における合板型枠の総指定量(設計量)(m <sup>2</sup> )に占める実際の合板型枠の使用量(m <sup>2</sup> )の割合とする	100%	
建設機械	排出ガス対策型建設機械	国基準等を準用	当該年度に発注された建設工事における排出ガス未対策型建設機械損料と排出ガス対策型建設機械損料の合計に占める排出ガス対策型建設機械損料の割合とする	100%	
	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	国基準等を準用		
工法	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法			
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法			
	舗装(表層)	路上表層再生工法			
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法			
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法			
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法			
	目的物	舗装	排水性舗装	国基準等を準用	
透水性舗装					
屋上緑化		屋上緑化			

### 3 役務

#### (1) 基本調達品目及びその判断基準等

表-3のとおりとする。ただし、適用箇所を定めているものについては、適用箇所に判断基準等を適用する。

#### (2) 調達目標

調達を実施する品目については、調達目標は表-3に示すとおりとする。

表-3

分類	品目	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
省エネルギー診断	省エネルギー診断	国基準等を準用	当該年度に調達する省エネルギー診断の総件数とする	—
印刷	印刷	国基準等を準用	当該年度に調達する印刷(他の役務の一部として発注される印刷を含む。)の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする	100%
食堂	食堂	国基準等を準用	当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする	—
自動車専用タイヤ更正	自動車専用タイヤ更正	国基準等を準用	当該年度に調達する自動車専用タイヤ更正(自動車整備の一部として調達されるものを含む。)の総件数とする	—
自動車整備	自動車整備	国基準等を準用	当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする	100%
庁舎管理等	庁舎管理	国基準等を準用	当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める基準を満たす業務の件数の割合とする	100%
	加圧試験			
	植栽管理			
	清掃			
	タイルカーペット洗浄			
	機密文書処理			
害虫防除				
輸送	輸送	国基準等を準用	当該年度に契約する輸送業務の総件数に占める基準を満たす輸送業務の件数の割合とする	100%
旅客輸送(自動車)	旅客輸送	国基準等を準用	当該年度に契約する旅客輸送業務の総件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする	100%
照明機能提供業務	蛍光灯機能提供業務	国基準等を準用	当該年度に調達する蛍光灯機能提供業務の総件数とする	—
小売業務	庁舎等において営業を行う小売業務	国基準等を準用	当該年度に契約する基準を満たす庁舎等において営業を行う小売業務の総件数とする	—
クリーニング	クリーニング	国基準等を準用	当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする	100%
飲料自動販売機設置	飲料自動販売機設置	国基準等を準用	当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする	100%
引越輸送	引越輸送	国基準等を準用	当該年度に契約する引越輸送業務の総件数に占める基準を満たす引越輸送業務の件数の割合とする	100%

分類	品目	判断基準及び 配慮事項	目標の立て方	調達 目標
会議運営	会議運営	国基準等を準用	当該年度に契約する会議の運営を含む委託業務の総件数に占める基準を満たす会議の運営を含む委託業務の件数の割合とする	100%
印刷機能等提供業務	印刷機能等提供業務	国基準等を準用	当該年度に契約する印刷機能等提供業務の総件数に占める基準を満たす印刷機能等提供業務の件数の割合とする。	—

#### 4 その他

##### 【県産材】

##### (1) 判断基準

「みえ・グリーン購入基本方針」の基本的な考え方に沿うものであって、「三重の木」利用推進協議会により認定された工場により生産された「三重の木」認証材またはあかね材認証機構により認定された工場生産された「あかね材」認証材であること。

##### (2) 調達目標

県が行う公共施設の建設においては、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づき、その性能、品質、数量、価格等について考慮したうえで、優先的に「三重の木」認証材または「あかね材」認証材を使用するよう努める。

##### (3) 配慮事項

物品、公共工事及び役務のそれぞれの基本調達品目に該当した製品については、可能な限り「三重の木」認証材または「あかね材」認証材を優先的に使用するよう努める。

##### 【認定リサイクル製品】

##### (1) 判断基準

「みえ・グリーン購入基本方針」の基本的な考え方に沿うものであって、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づき、三重県認定リサイクル製品に認定されたものであること。

##### (2) 調達目標

県が行う工事又は物品の調達において、[http://www.pref.mie.lg.jp/eeco/recycle/index\\_00006.htm](http://www.pref.mie.lg.jp/eeco/recycle/index_00006.htm) に示す認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するよう努める。

##### (3) 配慮事項

物品、公共工事及び役務のそれぞれの基本調達品目あるいは、「県産材」に該当した製品については、可能な限り認定リサイクル製品を優先利用するよう努める。

## 環境物品等の調達の推進に関する基本方針

令和2（2020）年2月

### 22-2 印刷

#### (1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>&lt;共通事項&gt;</p> <p>①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。</p> <p>③印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。</p> <p>&lt;個別事項&gt;</p> <p>①オフセット印刷</p> <p>ア. バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。</p> <p>イ. インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>②デジタル印刷</p> <p>ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。</p> <p>イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</p> <p>②デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>③揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。</p> <p>⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑥紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易</p>
----	---

さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。

3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式をいう。

4 判断の基準<共通事項>②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

5 判断の基準<共通事項>③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ. A又はBランクの材料のみ使用（ア.の場合を除く。）する場合は「板紙にリサイクルできます」

ウ. C又はDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

なお、製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとリサイクル適性を表示すること。

6 調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。

7 「バイオマス含有したインキ」とは、バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化石資源を除く。）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UVインキはVOC成分（WHO（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分類される揮発性有機化合物）が3%未満かつリサイクル対応型UVインキであることをもって、判断の基準<個別事項>①アの基準に適合するものとみなす。

インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合
枚葉インキ	30%以上	30%以下
オフ輪インキ	20%以上	45%以下
金インキ（枚葉・オフ輪）	10%以上	25%以下
新聞インキ（ノンヒートオフ輪）	30%以上	30%以下

備考1 インキにはOPニス及びメジウムを含む。

2 油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。

8 「芳香族成分」とは、JIS K 2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

9 判断の基準<共通事項>④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

10 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程に

おける基準について確認すること。

11 判断の基準<個別事項>①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準<個別事項>②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。

ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL規制）」（平成23年9月1日改訂）に適合していること。

イ. 特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の対象物質を特定していること（SDS（安全データシート）を備えていること。）。

12 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。

13 調達を行う各機関は、印刷物の校正に当たっては、可能な限り本機校正によらずデジタル校正とし、VOC排出量の抑制に努めること。

14 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月18日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙（水溶性のもの）	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー	—	—
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	—
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、UV ラミコート／箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	—
④ その他	—	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

備考) 1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

2 \* 印の資材（抄紙紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基準
製版	デジタル化	工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上であること。
	廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版	印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
	VOC の発生抑制	次のいずれかの対策を講じていること。 ・水なし印刷システムを導入していること。 ・湿し水循環システムを導入していること。 ・VOC 対策に資する環境に配慮した湿し水を導入していること。 ・自動布洗浄を導入している、又は自動液洗浄の場合は循環システムを導入していること。 ・VOC 対策に資する環境に配慮した洗浄剤を導入していること。 ・廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
オフセット印刷	製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上であること。
	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
デジタル	製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
	VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
表面加工	製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
製本加工	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
	製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

備考) 1 本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。

2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。

3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む。）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

5 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の環境に配慮した湿し水及び環境に配慮した洗浄剤については、日本印刷産業連合会が運営する「グリーンプリンティング資機材認定制度」において認定されたエッチ液（湿し水）及び洗浄剤を参考とすること。

6 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等及び輪転印刷工程の VOC 処理装置の設置・適切な運転管理、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。

7 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPF への加工やエネルギー回収等）を含む。

表3 資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： \_\_\_\_\_

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

印刷資材	使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙/〇〇
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇
	カバー	—	—		
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ/〇〇
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学/〇〇
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学/〇〇
	その他加工	—	—		
その他					

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

備考) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。  
2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、

「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。

3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

〇〇印刷株式会社

工程	実 現	基 準 (要求内容)
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化 (DTP化) 率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
	はい/いいえ	②印刷版 (アルミ基材のもの) の再使用又はリサイクルを行っている。
オフセット印刷	はい/いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。
	はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい/いいえ	⑤損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
デジタル	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
	はい/いいえ	⑦損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
表面加工	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。
	はい/いいえ	⑨損紙等 (光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム) の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
製本加工	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい/いいえ	⑪損紙等 (製本工程から発生する損紙) の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷 (他の役務の一部として発注される印刷を含む。) の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

わたしたち宅建業者は  
同和地区の所在に関する  
質問には

お答え  
しません!!